

令和 6 年 11 月 8 日

桜川市長 大塚秀喜様

桜川副市長 石川武彦様

桜川市市議会議員

川股 隆

「誤請求事案に係る再発防止策検討委員会」で調査している誤請求事案についての原因究明などについて、令和 6 年度第 4 回定例会までに取りまとめ報告することの要望

平素は難しい業務に精励され感謝申し上げます。

さて、標記の「検討委員会」は 6 月以来、慎重な検討、審議を進めていると存じますが、第 3 回定例会の質疑の中では、いつまでに取りまとめ、報告するかは明言しておりません。期限がないことで、うやむやになってしまうのではないか、という市民の疑念が多々ありますので、次のとおり、要望いたします。

1. 「検討委員会」は、いつの間にか、「今後のクラセル桜川の在り方」も検討しているようですが、まずは、本来の設置目的である「誤請求事案の原因究明と再発防止策」の取りまとめを優先し、第 4 回定例会までには、報告を行うこと。
2. 総務常任委員会審査報告書にもあるように、結果については市民への詳細な説明を行うこと。
3. なお、別紙のように、「誤請求事案に係る再発防止策検討委員会が解明し、市民に対し、詳細に報告すべきと思われる疑問点」を整理しましたので、ご一読いただき。この疑問についての回答となることをお願いします。

以上

別紙

「誤請求事案に係る再発防止策検討委員会」が解明し、市民に対し詳細に説明報

告すべきと思われる疑問点

1. 令和5年3月31日の2,976千円記載の取消し文書（起案した文書）について

- (1) 誰が、この取消し文書となった支出負担行為決議票、支出命令票の起案を命じたのか。
- (2) 誰が、上記の起案作業を行ったのか。
- (3) この起案した文書は決裁権者である管理職まで稟議されたのか。
- (4) この起案した文書は極めて重要であり公開すべきである。また、存在しないというならば、誰が廃案を命じ、廃棄を命じたのか。しかし、ヤマザクラ課内 PC には未処理の文書としての記録が残存しているはずで、この未処理の文書を取り出し、公開すべきである。
- (5) この取消し文書の記載額 2,976 千円は、「誤請求額 2,976 千円」と一致する。何故、金額が一致するのか。
- (6) 起案作業の前提であり、金額 2,976 千円の根拠となる、クラセル桜川からの見積書、請求書は公開すべきである。存在しないというが、クラセル桜川から、改めて取り寄せて公開すべきである。
- (7) 総合戦略部（ヤマザクラ課）にも、クラセル桜川にも、上記の見積書、請求書がないとすれば、誰が、この金額 2,976 千円を創作(ねつ造)したのか。また、誰がこの金額を起案すべきものとして確認し、取消し文書の金額とするよう指示したのか。
- (8) 令和5年3月31日の時点で総合戦略部（ヤマザクラ課）が、金額 2,976 千円を知り共有していたにもかかわらず、4月3日にクラセル桜川に赴任した職員が、「請求漏れを発見し誤請求をした。」という5月30日発表（総合戦略部ヤマザクラ課報告資料）は、余りにも不自然に過ぎる。「検討委員会」の報告は、5月30日の発表内容を否定するのか、または、5月30日のこの発表は正しいという新しい事実が存在するのか。

2. 令和5年4月3日にクラセル桜川に赴任した職員の「誤請求」について

- (1) この職員が、クラセル桜川から中間業者・アルパに送信したとされる請求書（2,976 千円）の日付が、2023.3.31 となっているのは何故か。
- (2) 2023.3.31 の日付が正しいとすれば、①当時在籍した出向職員（前職員）が作成・送信したのか。②この職員が出向する前に、上司の指示を受けてヤマザクラ課係長や

職員が作成・送信したのか。③総合戦略部（ヤマザクラ課）の管理職が作成・送信したのか。このどれかと推測できる。誰が請求書を作成し、送信したのか。クラセル桜川と総合戦略部(ヤマザクラ課)の PC 記録をみれば、容易に確定できる。

- (3) 「支払い明細書（桜川市ふるさと納税）」が、日付 2023 年 04 月 03 日に金額 14,400 円で中間業者・アルパから送信され、上記の日付 2023.3.31 の請求書(2,976 千円)が紐づけされているが(合計 2990,400 円はクラセル桜川の 3 月分請求額に一致する。)、このような不自然な「支払い明細書」となっているのは何故か。3 月 31 日には、請求書 (2,976 千円) が送信されていた事実として捉えることが自然ではないか。極めて時間がなく、中間業者・アルパは「支払い明細書」の中に、書き込むことができず、便宜的に受信した請求書を紐づけして、3 月分返礼品代請求額の確認を求めたのではないか。
- (4) ヤマザクラ課の管理職は、クラセル桜川の P Cを確認したところ、2,976 千円の請求書は 4 月 5 日付で送信した記録（「送信済みアイテム」の記録）がある、と語っているが、クラセル桜川の P C記録は確認し公開すべきである。
- (5) この請求書内訳の、ヤマザクラはちみつ 2 本セット、単価 5,000 円は、正しくは 4,320 円。ANTNOSOB プリン（6 個入り）単価 3,000 円は、正しくは 3,100 円である。何故、こんなミスをしたのか。4 月 3 日に赴任した職員ではなく単価も知らない管理職が請求書を作成し、送信したからではないか。
- (6) 5 月 30 日発表資料には、そもそも架空の創作（ねつ造）した請求書であるにもかかわらず、「数量や金額の請求内容についても誤りがあった」と記されている。これは正しい数量、正しい金額らしいものがあったことを示唆している。正しい数量、正しい金額らしいものはいくらであり、これが正しいらしいという根拠は何か。明らかにすべきである。
- (7) 中間業者・アルパは、配送記録もない 2,976 千円のクラセル桜川からの請求書を正しいものとして、4 月 10 日に桜川市に返礼品代の請求（合計 2,990,400 円）をしている。これは「寄附受納や配送は桜川市が確認している」旨の連絡を、ヤマザクラ課管理職、あるいはクラセル桜川が行うことによって、はじめて信頼でき、正しい請求額と確認できる。連絡は取り会っていないとの答弁があるが、中間業者・アルパには配送記録を点検する時間的余裕があり、点検し、配送記録には 2,976 千円分が欠落していたことは確認しているはずである。配送記録がなくとも OK というには、責任ある者の認証（確約）が必要である。誰が連絡を取り合ったのか。
- (8) 「誤請求」や取消し文書は、令和 5 年 3 月 31 日という、年度をまたぎ、退職や人事異動の時期に行われている。この時期に行う必然性があったのか。または、中間業者・アルパも含め、確認作業がおろそかになりかねない「混乱時期」を計画的に狙ったのか。

3. その他の事実について

- (1) ふるさと納税返礼品について、桜川市がクラセル桜川への返礼品支払額を、令和 5 年 8 月以降、市議会においても、また情報公開請求においても、拒否してきたのは何故か。公費（市費）の支払いであり公開せざるを得ないことが分かりつつ拒否したのは、2,976 千円の不正請求（「誤請求」）の事実を、桜川市の幹部職員（総合戦略部や市長）が当時から知っており、これがバレないように隠ぺいしておくためだったと推測するのが常識的である。この点、関係者に事情聴取したか、この記録は公開すべきである。
- (2) 川股議員への文書公開（令和 6 年 4 月 18 日）後、5 月 8 日のクラセル桜川から中間業者・アルパへの返金通知、5 月 30 日の「誤請求」の公表という比較的速やかな対応は、「不正請求という事実」が、以前から桜川市の幹部職員（総合戦略部や市長）には共有されていたからではないか。
- (3) 3 月 31 日の取消し文書（起案した文書）が開示されたことによって、当時の（令和 5 年 3 月）総合戦略部（ヤマザクラ課）は、後に、つまり 4 月 3 日以降に発生した「誤請求・2,976 千円」の金額、内容を知っていたことが判明した。上司の了解（指示）の下に、当時の総合戦略部（ヤマザクラ課）とクラセル桜川が組織的に不正請求（「誤請求」）を行ったと考えることが、極めて自然である。これを否定し組織的ではない資料（証拠）は存在するのか。この点、関係者に事情聴取をしているか、記録は公開すべきである。
- (4) 4 月 3 日にクラセル桜川に赴任した職員が、大塚市長（代表取締役）に「（本人と私、話しました。）誤請求してしまいました。申し訳ありません。」（令和 6 年 6 月 19 日榎戸議員に対する市長の答弁）と申し出たのは、いつか。立会人は誰か。
- (5) 赴任した職員が認めたとしても、組織内の職員は上司や周辺からの強いプレッシャーの下にある。本人の申し出だけで、事実と決めつけてはいけない。「誤請求」書なる文書記録、PC の発信記録など、必要な裏付け資料を集め、市内部で十分な調査・審議を行った上で 5 月 30 日の発表となったといえるのか。
- (6) 令和 5 年 3 月 8 日の榎戸議員への答弁で、大塚市長は「3 億円を目指して加波山市場はがんばってもらいたい。職員にもがんばっていただきたい。」と回答している。この発言は、不正請求（「誤請求」）の直前のことであり、部下に対して、このような指示をしているならば、総合戦略部（ヤマザクラ課）やクラセル桜川にとって、相当な圧力となる。これが不正請求（「誤請求」）の契機になった可能性があるのではないか。
- (7) 令和 4 年 3 月 1 日の質問・答弁の中で、時の秋山総合戦略部長は、「3 年目に自走、自立できる事業計画で事業を進めている」と回答しているが、これには約 3 億円近い売り上げが不可欠である。誰が見ても、6～7 千万円の売り上げを 3 億円に増加させることは不可能である。無謀な売り上げ目標の設定、そもそものクラセル桜川・

加波山市場のずさんな計画と現実性のない希望的な売上見込こそが、総合戦略部（ヤマザクラ課）とクラセル桜川に、この不正請求（「誤請求」）を引き起こさせた原因ではないか。

- （８） 代表取締役である大塚市長は、クラセル桜川の決算監査の時しか、加波山市場に行かないという。また、会社印、代表取締役印も、出向職員に預けているという。現場無視、現実無視の無責任な経営、そして、大塚市長案件については、必要な審査も回避する、疑問があっても意見を出せないという、市役所内部の組織風土が強く推測できる。これが、この不正請求（「誤請求」）を引き起こさせた一つの要因ではないか。令和６年６月１３日付の「支払い事務の再確認について（会計管理者、総務部長からの職員に対する通知）」は、この反証といえる。
- （９） ３月３１日のヤマザクラ課の取消し文書（起案した文書）によって、当時の総合戦略部長が、不正請求（「誤請求」）を事前に知っていたことは強く推測できる。クラセル桜川の代表取締役（大塚市長）も報告を受け、事前に知っていたはずだと考えるのが、常識的である。代表取締役に対し事情聴取しているか、その記録は公開すべきである。